

平成20年度第1回愛知県学校法人等助成審議会 会議録

発 言 者	発 言 要 旨
事務局	<p>本日の会議は、委員20人中18人の委員から出席の御回答をいただいておりますが、1名の方の出席が遅れています。</p> <p>愛知県学校法人等助成審議会条例第4条第3項の委員の半数以上の出席の条件を満たしており、当審議会は有効に成立いたしますので、ただいまから、平成20年度第1回愛知県学校法人等助成審議会を開催いたします。</p> <p>会議に先立ちまして、県民生活部長から、御挨拶を申し上げます。</p>
県民生活部長	<p>(県民生活部長あいさつ)</p>
事務局	<p>本日は、昨年11月30日の委員の任期満了に伴う委員委嘱後初めての審議会でございますので、ここで委員の皆様の御紹介をさせていただきます。</p> <p>(委員紹介)</p>
事務局	<p>先ほど申し上げましたように昨年11月30日の委員の任期満了に伴う委員委嘱後初めての審議会でございますので、今期の会長をお決めいただきたいと存じます。</p> <p>当審議会の会長は、審議会条例第3条第1項において、委員の互選により決めることになっておりますが、どなたか御推薦をいただけませんか。</p>
委員	<p>従来より学識経験者の中から会長が選出されており、徳光委員におかれましては前期会長であられ、審議会の内容も熟知されておられますので、引き続きお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>「徳光委員にお願いしたい。」との御発言がありました、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、徳光委員に今期の会長をお願いしたいと存じます。どうぞ会長席へお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、会長様から御挨拶をいただきたいと存じます。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>

発 言 者	発 言 要 旨
事務局	審議会条例第3条第3項によりますと、会長があらかじめ職務代理者を指名することになっております。
会長	二村委員を指名させていただきます。
事務局	会長の指名により、二村委員が職務代理者となりました。二村様、よろしくお願い申し上げます。
事務局	審議会条例第4条第2項によりますと、会長が議長となることとなっておりますので、会議のお取り回しを会長様にお願いいたします。
会長	それでは、お手元の会議次第に基づきまして、審議を進めてまいりたいと存じますので、議事の進行に皆様方の御協力をお願い申し上げます。
会長	<p>審議に入ります前に、運営要領第5条の規定に基づき、会議録署名人を会長が指名することになりますが、今回はグラバア委員と磯村委員を署名人として指名させていただきますと思います。</p> <p>グラバア委員、磯村委員、署名人をお引き受けいただきますでしょうか。</p> <p>(両委員承諾)</p>
会長	続きまして、会議次第の7の「平成20年度愛知県私学振興関係予算について」、説明をお願いします。
事務局	(平成20年度愛知県私学振興関係予算について説明)
会長	ただいまの説明につきまして、御質問がございましたら御発言ください。
会長	<p>御質問もないようですので、会議次第の8 諮問事項の審議をお願いします。</p> <p>本日、御審議いただきます事項は、お手元の「学校法人等に対する助成について(諮問)」のとおりであります。</p> <p>それでは、諮問番号20-1「平成20年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」、事務局から御説明をお願いします。</p>
事務局	(平成20年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について説明)
会長	それでは、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問があればお伺いしたいと存じます。

発 言 者	発 言 要 旨
委員	<p>補正評点の表の見方についてお教えいただきたい。 資料５ページの「教員充実状況」の項目の表の見方は、例えば、９５％の場合、評点は３３点になるのか、３１点になるのか。</p>
事務局	<p>表は、９５％以上１００％未満と御覧いただき、９５％は、３３点になります。</p>
委員	<p>専任教員の充足率について、補正評点をプラスになる方向で上げているが、実態はそのような方向に落ち着いているのか。</p>
事務局	<p>私立高校の実態としては、９０％に近づく方向にあります。刻みについては、充足率の低いところには厳しくなるように配慮しました。</p>
委員	<p>前の質問に重なるが、「教員充実状況」の評点を上げて、「学則定員と在籍者比較」の評点を下げた点についての意向を伺う。</p>
事務局	<p>通常分の評点は全体で１００点満点になる配点であり、「教員充実状況」にインセンティブが働くように配点を見直しました。 全体の平均点は上がっています。</p>
会長	<p>ほかに御質問もないようですので、審議を終了し採決したいと存じます。 ただいまの諮問番号２０－１「平成２０年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」は、原案を可とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
会長	<p>御異議なしと認め、本案件につきましては、「原案を可とする。」旨の答申を知事に提出することとします。</p>
会長	<p>続きまして、会議次第の９ 報告(１)「平成２０年度経常費補助金に係る交付時期及び７月交付額について」及び(２)「平成２０年度学校法人立以外の私立専修学校及び各種学校に対する経常費補助金の配分方法について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(審議会資料に基づいて説明)</p>
会長	<p>それでは、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問があればお伺いしたいと存じます。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
委員	補助対象となる学校数はいくつあるか。
事務局	高等学校55校、中学校・中等教育学校22校、小学校2校、学校法人幼稚園412園、非学校法人幼稚園8園、専修学校(高等課程)26校、専修学校(専門・一般課程)90校、学校法人各種学校1校、外国人学校8校、非学校法人の専修・各種学校29校の合計653校です。
委員	小規模の学校で、引きこもりの子が通うような学校について補助してほしいという声がありますが、どうなっていますか。
事務局	補助の対象となる学校は認可校であり、フリースクール等は対象外です。
委員	財務情報の公開について、減点項目から加点項目に変わったが、貸借対照表を見て理解できる保護者がどれほどいるか。県で分かりやすいようなひな型を示しているのか。
事務局	ひな型のようなものは作成していません。
委員	補助金が健全に使われていることがわかるよう学校側が丁寧な公開をするよう指導してもらいたい。少しでも分かりやすくなるよう考えてほしい。
会長	確かに財務諸表はわかりにくい。
委員	20年度の補助金の配分について了承しているが、来年度以降の私学助成について二つの理由から心配している。一つは大阪府が財政悪化を理由に私学助成をカットした。愛知県の財政は厳しいと言われながらも今まで堅持していただいたが、今後どうなるのか。二つ目は、現在の政局が流動的であり、状況によっては、全面的にカットするような動きもある。国のあり方によって、県の私学助成のあり方は変わっていくのか。私学の当事者として不安に思っている。
県民生活部長	私学助成は県政の最重要課題の一つとして認識しており、今後とも引き続き堅持していくよう対処していきたいと考えています。
会長	ほかに御質問も御意見もないようですので、報告事項については以上とさせていただきます。
会長	その他、この機会に何か事務局への御質問なり、御意見なりございましたらお願いします。

発 言 者	発 言 要 旨
会長	<p>御質問も御意見もないようですので、これもちまして、議事を終了させていただきますと存じます。なお、本日の会議の結果につきましては、この後、県政記者クラブにおいて、審議の結果を発表することといたしておりますので、御承知願います。議事の進行に御協力をいただき、誠にありがとうございました。</p>
県民生活部長	<p>本日は、熱心に御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。皆様の貴重な御意見をこれからの私学助成に反映できますよう努力してまいり所存でございますので、今後ともよろしくお願いいたします。</p>